

改正

平成18年3月20日規則第16号
平成18年12月20日規則第106号
平成20年3月24日規則第2号
平成20年10月28日規則第8号
平成20年11月28日規則第10号
平成22年3月30日規則第2号
平成23年3月28日規則第5号
平成26年5月1日規則第4号
平成29年3月28日規則第3号
平成30年3月16日規則第1号
平成31年3月27日規則第5号
令和2年3月27日規則第5号
令和3年6月21日規則第18号
令和6年4月18日規則第8号

佐久穂町中小企業振興資金あっせん条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久穂町中小企業振興資金あっせん条例（平成17年佐久穂町条例第128号。以下「条例」という。）に基づき、長野県信用保証協会（以下「保証協会」という。）及び金融機関の協力を得て、資金の融通を促進する制度融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 町内において事業を営む者（次号に該当するものを除く。）であって、資本の額又は出資の総額が5,000万円（商業、サービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、1,000万円）以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人（商業、サービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては50人）以下の法人又は個人をいう。
- (2) 小規模事業者 町内において事業を営む者（前号に該当するものを除く。）であって、資本の額又は出資の総額が500万円以下で常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業（旅館業・娯楽業を除く。）に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5人）以下の法人又は個人をいう。
- (3) 金融機関 次の金融機関をいう。
 - ア 株式会社八十二銀行臼田支店
 - イ 上田信用金庫臼田支店
 - ウ 長野県信用組合野沢支店
- (4) 貸付金 金融機関がこの規則の定めるところにより、中小企業者及び小規模事業者に貸し付ける資金をいう。
- (5) 保証貸付 貸付金で保証協会が債務の保証をするものをいう。

(制度資金の種類)

第3条 制度資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業振興資金
 - (2) 特別経営安定対策資金
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対策資金
 - (4) 原油価格・物価高騰対策資金
- (貸付金の貸付対象者、資金の使途等)

第4条 貸付金の貸付対象者、資金の使途、貸付限度、貸付条件等は、別表1のとおりとする。

(申込資格)

第5条 資金のあっせんを受けることのできる者は、中小企業者及び小規模事業者であって、現に町内において工場及び店舗を有し、原則として1年以上の操業又は販売の実績があり、町税を完納している者とする。ただし、佐久穂町中小企業振興資金あっせん審査委員会（以下「委員会」という。）の委員は、この資金のあっせんを受けることができない。

(貸付原資)

第6条 町長は、第2条第4号に規定する貸付金のための原資（以下「原資」という。）として、一定額の原資を毎年度予算の範囲内で金融機関に預託するものとする。

2 前項に定める資金の預託期間は、1年以内とする。

(保証料)

第7条 保証貸付を受ける者（以下「借入人」という。）が負担すべき保証料は、保証料率年2.65パーセント以下に相当する保証料とする。ただし、毎年度予算の範囲内で、別表2により当該保証料を町において補填^{てん}するものとする。

(期中支援)

第8条 申込中小企業者が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第5項第5号の特定事業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、保証期間が1年以内であるとき、又は平成30年4月1日以降に保証申込受付したものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(申込み)

第9条 この資金のあっせんを受けようとするものは、中小企業振興資金融資あっせん申込書（様式第1号。以下「借入申込書」という。）に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 貸借対照表（又は試算表）及び損益計算書又はこれに準ずるもの
- (2) 対象設備の設計図、見積書、カタログ等（資金の使途が設備資金の場合に限る。）
- (3) 当該申込みの日における地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の21第1項第1号の規定による町税に係る納税証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(決定)

第10条 町長は、借入申込書を受理したときは、速やかにその内容について調査し、貸付けを適当と認めたときは、金融機関に融資のあっせんをするものとする。

- 2 町長は、前項の規定により借入申込書について調査した結果、必要と認めるときは、委員会に諮り、その答申に基づいて融資のあっせんの可否を決定するものとする。
- 3 町長は、借入申込者に対する融資あっせんの可否を中小企業振興資金融資決定通知書（様

式第2号)により申込者に通知するものとする。

(報告の義務)

第11条 借入人は、貸付金のうち設備資金にあっては、借入後30日以内にその目的とする事項を完了するように努め、設備完了届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく町長に報告するとともに融資期限内といえども速やかに貸付金の全額を償還しなければならない。

(1) 借入人が工場及び店舗を町外に移転したとき。

(2) 借入人が事業を閉鎖したとき。

(保証人)

第12条 保証人は原則不要とする。ただし借入申込者が会社又は中小企業団体等であるときは、その経営責任のある地位の役員(代表権のあるものをいう。)に連帯保証人として個人保証を求めるものとする。

2 前項本文の規程にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、次に掲げるところにより、保証人を求める事ができる。

(1) 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人又は借入申込者(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者に連帯保証人として個人保証を求めること。

(2) 借入申込者(法人の場合はその代表者)に健康上の理由がある場合に、当該事業の継承予定者に連帯保証人として個人保証を求めること。

(3) 借入申込者の財務内容その他経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者、支援者等から積極的に連帯保証の申出がある場合において、当該協力者、支援者等に連帯保証人として個人保証を求めること。

3 保証人は、県内に住所を有し、保証能力のあるもので連帯保証人とする。ただし、委員会の委員は、保証人となることができない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久町中小企業振興資金あっせん規則(昭和49年佐久町規則第10号)又は八千穂村中小企業振興資金斡旋に関する条例施行規則(昭和49年八千穂村規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表1 (第4条関係)

(1) 中小企業振興資金

貸付対象者	中小企業者又は小規模事業者とし、借換資金においては償還が1年以上経過し延滞がない者
資金の使途	設備資金及び運転資金とし、借換資金の対象は町制度資金の運転資金のみとする。
貸付限度	1 中小企業者又は小規模事業者につき、次に掲げる額を持って限度とする。ただし、10万円に満たない貸付けは行わない。 (1) 設備資金 1,000万円を限度とする。 (2) 運転資金 1,000万円を限度とする。

	(3) 借換資金 2,000万円を限度とする。 (ただし、借換にあたっては追加融資分を含めることも可能)
貸付利率	県制度資金利率に準じる。
貸付期間	設備資金 10年以内、うち土地建物等20年以内（うち1年以内の据置期間を含む。）とする。 運転資金 7年以内（うち6月以内の据置期間を含む。）とする。 借換資金 10年以内（うち1年以内の据置期間を含む。）とする。
返済方法	分割返済とする。
担保	必要に応じて徴する。
保証人	保証協会の定めるところによる。
その他	保証貸付けとする。

(2) 特別経営安定対策資金

貸付対象者	信用保険法第2条第5項第5号に該当することについて町長の認定を受けた中小企業者又は小規模事業者とする。
資金の使途	運転資金とする。
貸付限度	1 中小企業者又は小規模事業者につき、1,000万円を限度とする。
貸付利率	別に定める。
貸付期間	10年以内、うち土地建物等20年以内（うち1年以内の据置期間を含む。）とする。
返済方法	分割返済とする。
担保	必要に応じて徴する。
保証人	保証協会の定めるところによる。
その他	保証貸付けとする。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策資金

貸付対象者	信用保険法第2条第5項各号又は第6項に該当することについて町長の認定を受けた中小企業者又は小規模事業者とする。
資金の使途	運転資金とする。
貸付限度	1 中小企業者又は小規模事業者につき、1,000万円を限度とする。
貸付利率	0.8%
貸付期間	10年以内（うち24月以内の据置期間を含む。）とする。
返済方法	均等分割返済とする。
担保	必要に応じて徴する。
保証人	保証協会の定めるところによる。

保証貸付	保証協会の保証貸付けとする。
保証料	全額町が補填する。
受付期限	令和4年3月31日までとする。
その他	資金の借換えは町制度資金を利用したもので、償還が1年以上経過し、延滞がないものとする。

(4)原油価格・物価高騰対策資金

貸付対象者	中小企業者又は小規模事業者とし、以下のいずれかに該当する者 ①直近3か月の原油又は石油製品若しくは原材料の仕入価格が直近の決算又は過去3年のいずれかの同期に比べて10%以上増加している者 ②直近3か月の売上高に対する売上原価又は販売費及び一般管理費の割合が直近の決算又は過去3年のいずれかの同期に比べて10%以上増加している者
資金の使途	運転資金とする。
貸付限度	1 中小企業者又は小規模事業者につき、1,000万円を限度とする。
貸付利率	1.3%
貸付期間	7年以内（うち24月以内の据置期間を含む。）とする。
返済方法	均等分割返済とする。
担保	必要に応じて徴する。
保証人	保証協会の定めるところによる。
保証料	保証料及び保証料の補填割合は、中小企業振興資金に準ずる。
受付期限	令和8年3月31日までとする。
その他	保証貸付けとする。

別表2（第7条関係）

保証料の補填割合	通常時※1	事業者選択型経営者保証非提供制度利用時	
		信用保証料率上乘せ0.25%とき	信用保証料率上乘せ0.45%とき
中小企業振興資金	4 / 5	6 / 10	2 / 4
特別経営安定対策資金	1 / 1	6 / 8	4 / 6
※1 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用しない場合			

様式第1号（第9条関係）

様式第1号(第9条関係)

融 資 あ つ せ ん 申 込 書

年 月 日

佐久穂町長 様

保証の申込み
この申込書をもって
長野県信用保証協会
に対する保証申込書
に代えます。

所 在 地

企 業 名

電話番号() —

代表者名

印

生年月日

年

月

日

申込資金名				申込金額		千円	
借入希望日		年 月 日		資金の使途		設備資金・運転資金	
借入期間		ヶ月据置		回月賦返済(計 ヶ月)			
資金を必要とする理由		設備資金の場合				許認可等	1 不要 2 有(当該事業に係る許認可証等取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)
		着工予定日 竣工予定日		年 月 日 年 月 日			
資金調達方法		所要額	内訳	融資希望額	自己資金	その他	自己資金及びその他の資金の調達方法
		千円		千円	千円	千円	
企業 の 状 況	資本金等	千円	設立年月日	年 月 日	従業員数	人	
	業 種			取扱品目		後継者	有・無・未定(不明)
	経 理	青色申告 白色申告	税理士等 自 己	事 業 税	円		
	売上実績	売 上 (申込時6月間)	預 金 (申込時)	借入金 (申込時)	町制度資金の利用状況		
		千円	千円	千円	設備：借入回数	回	未返済額
借入希望 金融機関名				担 保			
連 帯 保 証 人	氏 名						
	生年月日		年 月 日		年 月 日		
	住 所						
	職業及び勤務先						
	申込者との関係						
	年 収		千円		千円		
商工会	種 別	会長意見					
	会 員 非会員	年 月 日		商工会長		印	
本申込みについて、佐久穂町中小企業振興資金あつせんに関する条例に定める貸付条件により融資願いたくありません。							
様				年 月 日			
				佐久穂町長 印			

様式第2号（第10条関係）
様式第2号（第10条関係）

中小企業振興資金融資決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐久穂町長

資 金 貸 付 決 定 に つ い て

年 月 日付けであつせん申込のありました資金について次のとおり貸付
の承諾がありましたので通知します。

記

1 貸 付 金 額

2 貸 付 利 率

3 貸 付 期 間 年 月 日 から
 年 月 日 まで

4 返 済 方 法 年 月 日 一括返済
 年 月 日 以降毎月 円
あて分割返済 ただし、最終回に限り金
円返済

様式第3号（第11条関係）

様式第3号（第11条関係）

設 備 完 了 届

年 月 日

（届出先）

佐久穂町長

住 所

企 業 名

代表者名

年 月 日付けで貸付けを受けた
了しました。

資金に係る事業が下記のとおり完

記

1 設 備 額 金 円

2 あっせんによる借入金額 金 円

3 設 備 名

4 設 置 場 所

5 工事着手年月日 年 月 日

6 工事完了年月日 年 月 日

経 営 状 況 調 書

資 産 負 債 調						年 月 日現在
資 産			負 債			
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考	
現 金 預 金	千円		借 入 金	千円		
有 価 証 券			買 掛 金			
売 掛 金			そ の 他			
商 品 、 原 料 製 品						
土 地 、 建 物			資 本 金 出 資 金			
機 械 、 器 具						
そ の 他			差 引 正 味 資 産			
合 計			合 計			

収 入 支 出 調 最近6月						年 月 日から 年 月 日まで
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考	
売 上 高	千円		仕 入 高	千円		
家 族 の 収 入			営 業 費			
そ の 他 収 入			家 計 費			
			そ の 他			
			損 益			
合 計			合 計			